

## 第2次枚方市空家等対策計画の改定について

<資料3>

### 1. 背景及び目的

平成27年5月に全面施行された法の定めにより、平成29年12月に旧法第6条第1項の規定に基づいて本計画を策定、令和4年1月には計画期間を10年間とした「第2次枚方市空家等対策計画」の策定し、空き屋・空き地対策を総合的かつ計画的に進めていきましたが、この度、本法が令和5年12月に改定施行されたことに伴い、「第2次枚方市空家等対策計画」の改定に向けて検討が必要となっています。

### 2. 空家等対策計画に定めようとする事項（法第7条第2項）

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（法第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項から第11項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### 3. 本市における空家等や空き地・空き長屋（以下「空き地等」という）対策の課題

- ・空家等や空き地等を発生させない取り組みの推進
- ・空家等や空き地等の活用
- ・地域特性に応じた対策の実施
- ・空家等や空き地等の問題解決に向けた推進体制の確立

### 4. 本市における空家等や空き地等対策の基本的な考え方

空家等や空き地等は、所有者等により管理されることが原則ですが、社会状況、所有者等の事情等の様々な要因により管理不良の空家等や空き地等が発生し、社会問題化しています。

本市においては、所有者等による第一義的な責任を前提としながら、空家等や空き地等の対策を行います。

### 5. 審議を求める事項

#### (1) 計画の基本的事項

空家等対策の推進に関する特措法の改正に伴う「管理不全空家等」を中心とした本計画の対応方針

#### (2) 空き家・空き地に関する施策

法第13条第1項に規定する「管理不全空家等」における措置等の基準

法第2条第2項に規定する「特定空家等」における国のガイドライン変更に伴う基準の見直し

### 6. 答申を求める時期

令和6年11月